



令和4年10月

富岡市立小野小学校
事務担当者発行

いつもお世話になります!小野小学校で学校事務の仕事をしております。事務職員の立場から、学校の情報を発信させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

●今年度の修繕箇所をお知らせします(抜粋)

給食室ドア修繕



閉めにくかった引き戸を修理しました

階段灯修理



蛍光灯器具の製造中止のため、
LED照明に移行しています

体育館収納扉修繕



破損した扉を修繕しました

鉄棒下砂補充



砂が減ってきたため、補充しました

小中学校の就学援助について



富岡市では、子どもの生活困窮化対策として、法に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費や給食費などの援助を行っています。

【援助の内容】

学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費（小6・中3）、校外活動費、学校給食費、医療費（う歯、中耳炎、結膜炎など）。

【対象となる方】

- 1 要保護 現に生活保護を受けている方
- 2 準要保護

生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方で、前年度又は本年度において次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止されている。
- (2) 市町村民税が非課税である。
- (3) 市町村民税の減免を受けている。
- (4) 個人の事業税の減免を受けている。
- (5) 固定資産税の減免を受けている。
- (6) 国民年金の掛金の減免を受けている。
- (7) 国民健康保険の保険料の減免を受けている。
- (8) 児童扶養手当の支給を受けている。
- (9) 生活福祉資金による貸付を受けている。
- (10) その他



【申請の方法】 申請を希望される方は、学校または教育委員会へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康・安全を確保するため、以下の支援金を厚生労働省が実施しています。

●小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金



●小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

本助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間が、令和4年11月30日まで延長されました。

申請については→休暇取得期間 令和4年7月1日～9月30日 申請期限 令和4年11月30日

休暇取得期間 令和4年10月1日～11月30日 申請期限 令和5年1月31日

お問い合わせは→『小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター』

(フリーダイヤル) 0120-876-187 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

最後までお読みいただきありがとうございました。質問等は事務担当者までお願いします